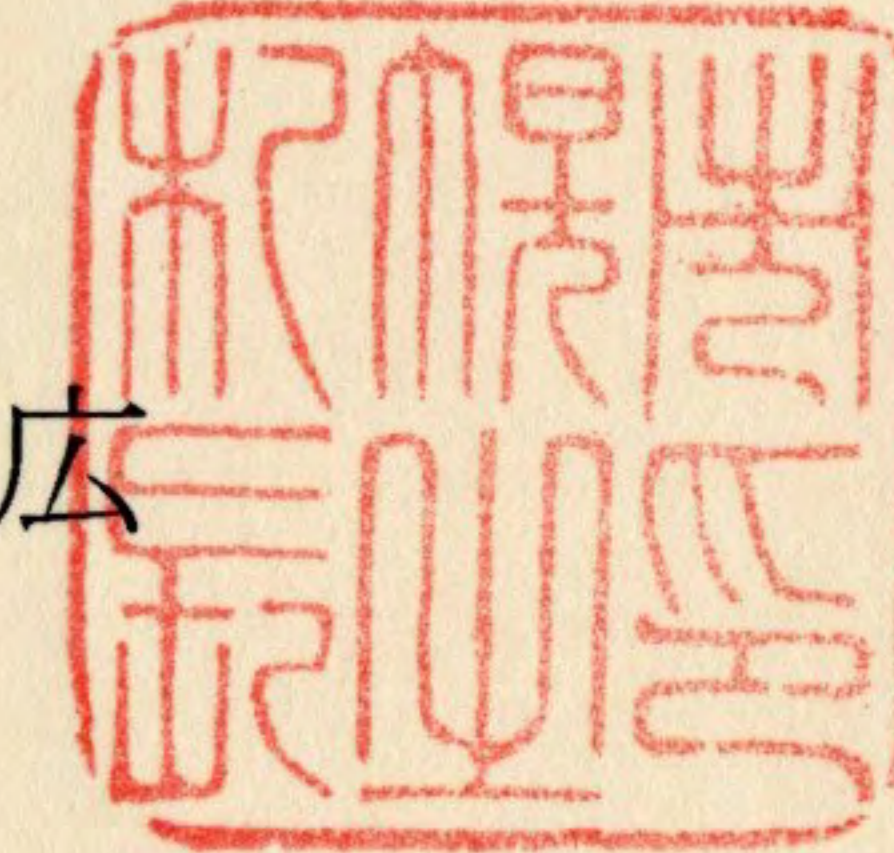


## 産業廃棄物処分業許可証

住所 札幌市中央区南4条東5丁目1番地9  
名称 リサイクルファクトリー 株式会社  
代表取締役 本村 信人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年11月22日  
許可の有効年月日 令和10年11月5日

## 1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物は含まない。）

ア 木くず（抜根、伐木に限る。）

(2) 事業の区分

ア 中間処理

(ア) 上記(1)アの破碎

## 2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	施設保管場所	処理能力	設置年月日	許可年月日	許可番号
上記 1(1)	札幌市内 一円	北海道千歳市中央 690番地1、298番地1	148 t/日	平成28年 4月19日	平成28年 3月7日	札幌事産施許可 第15-01号

※ 当該施設については、平成25年10月9日付けで北海道ケミカル株式会社からリサイクルファクトリー株式会社に吸収分割することを認可している。

## 3 許可の条件

- 事業を開始する1週間前までに、札幌市長に事業開始報告書を提出すること。
- 当該事業が終了した場合は、速やかに札幌市長に事業終了報告書を提出すること。
- 破碎後のチップは、現場に堆積せずに速やかに再利用先に搬入すること。

## 4 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月6日 新規許可  
平成30年11月6日 更新許可  
令和5年11月22日 更新許可

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。